

ドーピング検査のご案内

MFJでは、本年度もドーピング検査を実施いたします。

つきましては、「2008 国内競技規則書 付則2 MFJアンチ・ドーピング規則」、「日本ドーピング防止規程」をご確認の上、競技会にご参加頂きますようお願い申し上げます。たとえ故意ではなくても禁止薬物の使用はアンチ・ドーピング規程違反となりますのでご注意ください。

1 アンチ・ドーピング使用可能薬リスト (日本体育協会作製資料参照)

禁止物質としてあげられている薬品名は、医療従事者でなければ難解であり、関連物質も含むとなっていますから、アンチ・ドーピングに詳しい医師・薬剤師でなければ、正確に把握することが困難なものとなっています。怪我や病気で薬の服用が必要な場合、必ず自分がアンチ・ドーピングに取り組んでいるスポーツ選手であることを、医師に説明してください。また市販の総合感冒薬には禁止物質が含まれています。市販の薬を使用する際には必ず成分を確認し、医師に相談して下さい。

2 治療薬を使っている場合の事前申請

ドーピング禁止物質あるいは禁止方法であっても、事前に所定の手続きによって治療目的使用の適用措置 (Therapeutic Use Exemption ;TUE、以下 TUE といいます) が認められれば、例外的にその禁止物質・禁止方法を使用することができます。申請書類は所定のものに主治医が必要な記載をします。TUE には、次の二種類があり、扱いが異なります。

- | |
|--|
| 1) 略式申請：喘息吸入薬の限られたもの、および糖質コルチコイドの局所使用のみ
書式が整っていれば、申請を JADA が受理した時点で有効 |
| 2) 標準申請：その他すべての禁止物質・禁止方法の使用
JADA の TUE 委員会の審査を経て、承認されればその期間有効 |

申請書類は JADA のホームページにあります。(<http://www.anti-doping.or.jp/doc/index.html>)
競技会当日に競技会場での申請は出来ません。TUE は必ず、あらかじめ申請をして下さい。

3 常備薬など薬のお問い合わせについて

普段使用している常備薬に関して、アンチ・ドーピング上での疑問が主治医では解決できない場合は、薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインをご活用下さい。(FAX)

<http://www.nichiyaku.or.jp/contents/antidoping/default.html>

(薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック 2007 年版 PDF 76-77 ページ)

4 ドーピングに関する資料について

ドーピングに関する資料は以下のホームページからダウンロードすることができます。ご活用下さい。

- ・ 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) (<http://www.anti-doping.or.jp>)
- ・ 日本体育協会 アンチ・ドーピング (<http://www.japan-sports.or.jp/doping/>)